

**社会福祉法人 篤心会**  
**特別養護老人ホームエルピスショートステイ**

# 特別養護老人ホームエルピス

## 短期入所生活介護契約書

\_\_\_\_\_様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人篤心会(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行うエルピス短期入所生活介護サービスについて、次のとおりに契約する。

### 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う。

### 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の 10 日前までに、利用者または身元引受人から、事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合、契約は更新されるものとする。

### 第3条(短期入所生活介護計画)

利用期間が3泊4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成する。事業者は、この短期入居生活介護計画の内容を利用者および身元引受人に説明する。

### 第4条(短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームエルピスショートステイであり、所在地および設備の概要は【別紙】のとおりとなる。
- 2 利用者が、利用できるサービスの内容は【別紙】のとおり。事業者は、定めた内容について、利用者および身元引受人に説明する。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供する。
- 4 事業者は、短期入居生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供する。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにする。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、5年間保管する。
- 2 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業者の営業時間内にその事業所にて第1項のサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 入居者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができる。この場合において事業者は実費担当額を請求することができる。

## 第6条（料金）

- 1 利用者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙】(重要事項)に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、利用者または身元引受人に通知する。
- 3 利用者または身元引受人は、当月の請求額を翌月末日までに口座振替・銀行振込・窓口支払いの方法により支払う。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の当日までに通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

## 第8条（利用期間中の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも途中退居することができる。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算する。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができる。なお利用料金については、利用中止日を含み発生する。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となる。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算する。

## 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成し

た【別紙】(重要事項)を差し替え、保管することとする。

## 第10条(契約の開始・終了)

### 1 契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 利用者または身元引受人は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- (4) 事業者が破産した場合。

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおくこととする。

- (1) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- (2) 利用者またはその家族が、事業者や職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入居した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業者は書面で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業者に求め、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (2) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者および職員の生命・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、この契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第11条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で、この契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始または補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負うものとする。
- 4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をする。事業者は、身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 身元引受人は、利用者にかかる緊急時の連絡先となる。

## 第12条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額78万円を限度とする。

## 第13条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族、身元引受人ならびに連帯保証人に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者およびその家族、ならびに身元引受人ならびに連帯保証人の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

3 事業者は、利用者または身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第14条（施設利用のリスク）

利用者および身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるということを理解の上で当施設を利用する。

#### 第15条(事故発生時の対応および賠償責任)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、(重大事故の場合には市町村、福島県)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供にともない、利用者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第16条(緊急時の対応)

- 1 事業者は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者および身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

#### 第17条(連携)

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者および身元引受人、その他の家族からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

#### 第19条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止

に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 20 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年2回、研修の実施。

## 第 21 条（感染症の予防およびまん延の防止）

施設において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 22 条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務計画に従い、以下のとおりに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 23 条（この契約に定めのない事項）

- 1 利用者および身元引受人、ならびに事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および身元引受人、ならびに事業者が誠意を持って協議の上、定める。

## 第 24 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および身元引受人、ならびに事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会

〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1

〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	
お支払い方法	口座引き落とし • 銀行振込 • 窓口支払い

## 別紙（重要事項）

令和7年5月1日現在

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

短期入所生活介護利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず、利用者の立場に立って誠意をもって対応いたします。

短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

電話番号 0248-76-6660

・苦情解決責任者 施設長 長谷川 宣暢

・苦情受付担当者 生活相談員 吉田 沙紀

・苦情解決第三者委員 青木 トキヨ (0248-76-4252)

・苦情解決第三者委員 山崎 京子 (0248-76-3568)

・行政の問い合わせ先 須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117)

福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)

国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

### ◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者 施設長 長谷川 宣暢

虐待防止担当者 生活相談員 吉田 沙紀

### ◎サービスの内容

#### (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

#### (2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームエルビス
施設の所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
施設長名	長谷川 宣暢
電話番号	0248-76-6660
FAX番号	0248-76-6655

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	◇安心（安らぎ、落ち着きある暮らし）を提供します。 ◇清潔（整理、整頓された空間）な暮らしをお約束します。 ◇信頼（親しみ、適切な行動など）を大切にします。

◎施設の概要

特別養護老人ホームエルピス（短期入所生活介護）

敷 地	12, 214 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造
	延べ床面積 4, 722 m <sup>2</sup>
	利用定員 介護予防短期入所生活介護も含めて1日20名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室 (介護予防短期入所生活介護も含む)	20室	13.8 m <sup>2</sup> ～21.6 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
食堂・機能訓練室	2室	360.0 m <sup>2</sup>
一般浴室	2室	57.0 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1室	36.0 m <sup>2</sup>
医務室・看護室	1室	43.2 m <sup>2</sup>

◎職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 2名
- (3) 事務員 1名
- (4) 生活相談員 2名以上
- (5) 介護職員 34名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上

(9) 栄養士または管理栄養士 1名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

◎施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容						
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下のとおりとしますが、予め連絡があった場合には衛生上または管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li></ul> <p>(食事時間)</p> <table><tr><td>朝食</td><td>7：30～</td></tr><tr><td>昼食</td><td>11：30～</td></tr><tr><td>夕食</td><td>17：30～</td></tr></table>	朝食	7：30～	昼食	11：30～	夕食	17：30～
朝食	7：30～						
昼食	11：30～						
夕食	17：30～						
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>						
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>						
離床 整容 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li></ul>						
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活リハビリを実施します。</li></ul>						
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を実施します。</li><li>・利用者の重度化等とともに医療ニーズの増大に対応し看護師による、24時間の連絡体制の確保を行い、医療機関との連携を図り、健康上の管理を行います。</li><li>・また、緊急等必要な場合には救急搬送受入可能医療機関に引き継ぎます。</li><li>・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li></ul>						

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 石崎 麻衣、吉田 沙紀</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施（送迎）地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施（送迎）地域は、須賀川市、岩瀬郡、石川郡玉川村となります。</li> <li>送迎は、日・祝日は除かせていただきます。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成をします。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施できます。（予約制）</li> </ul>

## ◎料金

### (1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	603円	1,206円	1,809円
要介護度2	672円	1,344円	2,016円
要介護度3	745円	1,490円	2,235円
要介護度4	815円	1,630円	2,445円
要介護度5	884円	1,768円	2,652円

### (2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
① サービス提供体制強化加算	1日毎	6円	12円	18円
② 夜勤職員配置加算	1日毎	15円	30円	45円
③看護体制加算（I）（II）	1日毎	4円/8円	8円/16円	12円/24円
④機能訓練体制加算	1日毎	12円	24円	36円
⑤送迎加算（片道）	1回毎	184円	368円	552円
⑥療養食加算	1回毎	8円	16円	24円
⑦緊急短期受入加算（7日限度）	1日毎	90円	180円	270円
⑧介護職員等処遇改善加算（I）		基本部分と加算部分の合計 × 14%		

※③の加算については合算での算定可となっておりますので、条件によりI、IIの合算となります。  
 ⑤～⑦の加算はすべてを算定するわけではなく条件により、該当する方のみが加算対象となります。

### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費	朝食 520 円	昼食 530 円	夕食 530 円
注 1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は基準費用額となります。			
・おやつ代		一日あたり	100 円
・滞在費		一日あたり	1, 310 円
注 2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は基準費用額となります。			
・電気機器使用料	一月につき	テレビ 24 型未満	100 円
		テレビ 24 型以上	200 円
		冷蔵庫	500 円
		電気毛布	100 円
・理容費代		実 費	

### (4) 滞在費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方もしくは生活保護を受給されている方は 1 段階該当の場合、食費：300 円、滞在費：380 円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額 80 万円以下の方は 2 段階で該当の場合、食費：600 円、滞在費：480 円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額 80 万円を超えて 120 万円以下の方は 3 段階①で該当の場合、食費：1, 000 円、滞在費：880 円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額 120 万円を超えている方は第 3 段階②で該当の場合、食費：1, 300 円、滞在費：880 円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

施設側は基準費用額（滞在費 1, 231 円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただきます。

### (5) 支払方法

- ・毎月 15 日に前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
ただし例外として窓口支払いもあります。

## (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

・課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
・課税所得 380万円(年収770万円)～690万円未満	93,000円(世帯)
・市町村民税課税～課税所得 380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
・世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・前年の公的年金等収入金額 その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
・生活保護等を受給している方等	15,000円(世帯)

## ◎サービス利用の手続き

### (1) 利用契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

### (2) 利用契約の終了

#### ①利用者のご都合で退居される場合

- 既にサービスを利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。
- 前日までに申し出れば、利用期間中でも退居できます。

### (3) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- 利用者が、中途退居を希望した場合
- 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

## ◎非常災害の対応

スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備を行い、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。

非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報および避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

◎当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただきます。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田 晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	佐藤歯科医院
院長名	佐藤 裕行
所在地	須賀川市諏訪町102
電話番号	0248-76-8143

# 特別養護老人ホームエルピス 介護予防短期入所生活介護契約書

様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人篤心会(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行うエルピス介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおりに契約する。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う。

## 第2条(契約期間)

- この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとする。
- 契約満了の10日前までに、利用者または身元引受人から、事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要支援認定の更新で要支援状態と認定された場合、契約は更新されるものとする。

## 第3条(介護予防短期入所生活介護計画)

利用期間が3泊4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、地域包括支援センターによる介護予防サービス計画に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成する。事業者は、この介護予防短期入所生活介護計画の内容を利用者および身元引受人に説明する。

## 第4条(介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 介護予防短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームエルピスショートステイであり、所在地および設備の概要是【別紙】(重要事項)のとおりとなる。
- 利用者が、利用できるサービスの内容は【別紙】(重要事項)のとおり。事業者は、定めた内容について、利用者および身元引受人に説明する。
- 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供する。
- 事業者は、介護予防短期入居生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供する。
- 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようする。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後、5年間保管する。
- 2 利用者または身元引受人は、事業者の営業時間内にその事業所にて第1項のサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 利用者または身元引受人は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができる。この場合において事業者は実費担当額を請求することができる。

## 第6条（料金）

- 1 利用者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、利用者または身元引受人に通知する。
- 3 利用者または身元引受人は、当月の請求額を翌月末日までに口座振替・銀行振込・窓口支払いの方法により支払う。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の当日までに通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

## 第8条（利用期間中の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも途中退居することができる。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算する。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができる。なお利用料金については、利用中止日を含み発生する。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防短期入所生活介護は終了となる。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算する。

## 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙】（重要事項）を差し替え、保管することとする。

## 第10条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 利用者または身元引受人は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- (4) 事業者が破産した場合。

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおくこととする。

- (1) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- (2) 利用者またはその家族が、事業者や職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入居した場合。
- (2) 利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業者は書面で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業者に求め、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (2) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者および職員の生命・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、この契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第 11 条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で、この契約に身元引受人 1 名を定めるものとする。事業者は身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始または補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負うものとする。
- 4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をする。事業者は、身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 身元引受人は、利用者にかかる緊急時の連絡先となる。

## 第 12 条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額 78 万円を限度とする。

## 第 13 条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族、身元引受人ならびに連帯保証人に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者およびその家族、ならびに身元引受人ならびに連帯保証人の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

3 事業者は、利用者または身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第14条（施設利用のリスク）

利用者および身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるということを理解の上で当施設を利用する。

#### 第15条(事故発生時の対応および賠償責任)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供にともない、利用者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第16条(緊急時の対応)

- 1 事業者は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者および身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

#### 第17条(連携)

事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者の密接な連携に努める。

#### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者および身元引受人、他の家族からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第 19 条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 20 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年 2 回、研修の実施。

## 第 21 条（感染症の予防およびまん延の防止）

施設において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 22 条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務計画に従い、以下のとおりに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 23 条（この契約に定めのない事項）

- 1 利用者および身元引受人、ならびに事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および身元引受人、ならびに事業者が誠意を持って協議の上、定める。

## 第 24 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および身元引受人、ならびに事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会

〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1

〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	
お支払い方法	口座引き落とし • 銀行振込 • 窓口支払い

## 別紙（重要事項）

令和7年5月1日現在

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

介護予防短期入所生活介護利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず、利用者の立場に立って誠意をもって対応いたします。

介護予防短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

電話番号 0248-76-6660

・苦情解決責任者 施設長 長谷川 宣暢

・苦情受付担当者 生活相談員 吉田 沙紀

・苦情解決第三者委員 青木 トキヨ (0248-76-4252)

・苦情解決第三者委員 山崎 京子 (0248-76-3568)

・行政の問い合わせ先 須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117)

福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)

国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

### ◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者 施設長 長谷川 宣暢

虐待防止担当者 生活相談員 吉田 沙紀

### ◎サービスの内容

#### (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

#### (2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームエルビス
施設の所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
施設長名	長谷川 宣暢
電話番号	0248-76-6660
FAX番号	0248-76-6655

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	◇安心（安らぎ、落ち着きある暮らし）を提供します。 ◇清潔（整理、整頓された空間）な暮らしをお約束します。 ◇信頼（親しみ、適切な行動など）を大切にします。

◎施設の概要

特別養護老人ホームエルピス（介護予防短期入所生活介護）

敷 地	12, 214 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造
	延べ床面積 4, 722 m <sup>2</sup>
	利用定員 短期入所生活介護も含めて1日20名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室	20室 (短期入所生活介護も含む)	13.8 m <sup>2</sup> ～21.6 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
食堂・機能訓練室	2室	360.0 m <sup>2</sup>
一般浴室	2室	57.0 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1室	36.0 m <sup>2</sup>
医務室・看護室	1室	43.2 m <sup>2</sup>

◎職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 2名
- (3) 事務員 1名
- (4) 生活相談員 2名以上
- (5) 介護職員 34名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上

(9) 栄養士または管理栄養士 1名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

◎施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容						
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下のとおりとしますが、予め連絡があった場合には衛生上または管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li></ul> <p>(食事時間)</p> <table><tr><td>朝食</td><td>7：30～</td></tr><tr><td>昼食</td><td>11：30～</td></tr><tr><td>夕食</td><td>17：30～</td></tr></table>	朝食	7：30～	昼食	11：30～	夕食	17：30～
朝食	7：30～						
昼食	11：30～						
夕食	17：30～						
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>						
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>						
離床 整容 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li></ul>						
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活リハビリを実施します。</li></ul>						
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を実施します。</li><li>・利用者の重度化等とともに医療ニーズの増大に対応し看護師による、24時間の連絡体制の確保を行い、医療機関との連携を図り、健康上の管理を行います。</li><li>・また、緊急等必要な場合には救急搬送受入可能医療機関に引き継ぎます。</li><li>・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li></ul>						

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 石崎 麻衣、吉田 沙紀</p>
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施（送迎） 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施（送迎）地域は、須賀川市、岩瀬郡、石川郡玉川村となります。</li> <li>送迎は、日・祝日は除かせていただきます。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成をします。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施できます。（予約制）</li> </ul>

## ◎料金

### (1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要支援区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援度1	451円	902円	1,353円
要支援度2	561円	1,122円	1,683円

### (2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
① サービス提供体制強化加算	1日毎	6円	12円	18円
② 機能訓練体制加算	1日毎	12円	24円	36円
③ 送迎加算（片道）	1回毎	184円	368円	552円
④ 療養食加算	1回毎	8円	16円	24円
⑤ 緊急短期受入加算（7日限度）	1日毎	90円	180円	270円
⑥ 介護職員等処遇改善加算（I）		基本部分と加算部分の合計 × 14%		

※③～⑤の加算はすべてを算定するわけではなく条件により、該当する方のみが加算対象となります。

### (3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食費 朝食520円 昼食530円 夕食530円

注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は基準費用額となります。

・おやつ代 一日あたり 100円

・滞在費 一日あたり 1,310円

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は基準費用額となります。

・電気機器使用料 一月につき テレビ24型未満 100円  
テレビ24型以上 200円

冷蔵庫	500円
電気毛布	100円
・理容費代	実 費

(4) 滞在費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方もしくは生活保護を受給されている方は1段階該当の場合、食費：300円、滞在費：380円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：600円、滞在費：480円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：1,000円、滞在費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えている方は第3段階②で該当の場合、食費：1,300円、滞在費：880円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

施設側は基準費用額（滞在費1,231円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただきます。

(5) 支払方法

- ・毎月15日に前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
ただし例外として窓口支払いもあります。

(6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

・課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140, 100円(世帯)
・課税所得380万円(年収770万円)～690万円未満	93, 000円(世帯)
・市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44, 400円(世帯)
・世帯の全員が市民税非課税	24, 600円(世帯)
・前年の公的年金等収入金額 その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24, 600円(世帯) 15, 000円(個人)
・生活保護等を受給している方等	15, 000円(世帯)

## ◎サービス利用の手続き

### (1) 利用契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

### (2) 利用契約の終了

#### ①利用者のご都合で退居される場合

- 既にサービスを利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。
- 前日までに申し出れば、利用期間中でも退居できます。

### (3) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- 利用者が、中途退居を希望した場合
- 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

## ◎非常災害の対応

スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備を行い、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。

非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報および避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。

宗教活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	佐藤歯科医院
院長名	佐藤裕行
所在地	須賀川市諏訪町102
電話番号	0248-76-8143

**特別養護老人ホーム ファミユ  
指定短期入所生活介護事業所**

# 特別養護老人ホーム ファミーユ 指定短期入所生活介護事業契約書

様（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う特別養護老人ホームファミーユ指定短期入所生活介護サービスについて、次のとおりに契約する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うこととする。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和　年　月　日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の10日前までに、利用者または身元引受人から、事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が、要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

## 第3条（短期入居生活介護計画）

利用期間が3泊4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成する。事業者は、この短期入居生活介護計画の内容を利用者および身元引受人に説明する。

## 第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームファミーユショートステイであり、所在地および設備の概要は【別紙】のとおりとなる。
- 2 利用者が、利用できるサービスの内容は【別紙】のとおり。事業者は、定めた内容について、利用者および身元引受人に説明する。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供する。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供する。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにする。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後、5年間保管する。
- 2 利用者または身元引受人は、事業者の営業時間内にその事業所にて第1項のサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 利用者または身元引受人は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合において事業者は実費担当額を請求することができる。

## 第6条（料金）

- 1 利用者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、入居者または身元引受人に通知する。
- 3 利用者は、当月の請求額を翌月25日までに口座振替・銀行振込の方法により支払う。ただし例外として窓口支払いもある。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日までに通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

## 第8条（利用期間中の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも途中退居することができる。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算する。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができる。なお利用料金については、利用中止日を含み発生する。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入居生活介護は終了となる。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算する。

## 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者及び身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第10条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 利用者または身元引受人は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- (4) 事業者が破産した場合。

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおくこととする。

- (1) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- (2) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入居した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (2) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第11条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で、本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負うものとする。
- 4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をする。事業所は、身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

## 第12条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額76万円を限度とする。

## 第13条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族、身元引受人ならびに連帯保証人に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者およびその家族、ならびに身元引受人ならびに連帯保証人の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者または身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

## 第14条（施設利用のリスク）

利用者と身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

## 第15条（事故発生時の対応及び賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴い、利用者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 3 居室又は備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

## 第16条（緊急時の対応）

- 1 事業所は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者及び身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

## 第17条（連携）

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者および身元引受人、その他の家族からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第19条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 20 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年 2 回、研修の実施。

## 第 21 条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 2 従業員への委員会結果の周知。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 22 条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 23 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および身元引受人、ならびに事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および身元引受人、ならびに事業者が誠意を持って協議のうえ定める。

## 第 24 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および身元引受人、ならびに事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会

〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1

〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	〒
電話番号	
お支払い方法	口座振替 ・ 銀行振込



## 別紙（重要事項）

令和7年9月1日現在

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

短期入所生活利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	024-575-2300
苦情解決責任者	施設長 高橋 壽枝
苦情受付担当者	生活相談員 菅野 亜由美
苦情解決第三者委員	佐藤 裕二 (024-576-3251)
苦情解決第三者委員	寺島 すみ子 (024-586-1345)
行政の問い合わせ先	伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125) 福島県運営適正化委員会 (024-523-2943) 国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

### ◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者	施設長 高橋 壽枝
虐待防止担当者	生活相談員 菅野 亜由美
行政の問い合わせ先	伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125) 伊達市保原地域包括支援センター (024-574-4774)

### ◎提供するサービスの第三者評価の実施状況

・実施の有無	有
・実施年月日	令和5年12月19日及び12月20日
・実施評価機関	NPO法人 福島県福祉サービス振興会
・評価結果の開示状況	イ 福島県ホームページ ロ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ ハ 施設窓口閲覧

### ◎サービスの内容

#### (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

(2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム ファミーユ 指定短期入所生活介護事業所
施設の所在地	福島県伊達市保原町上保原字遍照原 8-8
施設長名	高橋 壽枝
電話番号	024-575-2300
FAX番号	024-575-2900

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	◆安心（安らぎ、落ち着きある暮らし）を提供します。 ◆清潔（整理、整頓された空間）な暮らしをお約束します。 ◆信頼（親しみ、適切な行動など）を大切にします。

◎施設の概要

特別養護老人ホーム ファミーユ（短期入所生活介護）

敷 地	45, 100. 51 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨平屋建て
	延べ床面積 1, 147. 83 m <sup>2</sup>
	利用定員 介護予防短期入所生活介護も含めて 1 日 20 名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室	20 室 (介護予防短期入所生活介護も含む)	15. 01 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
食堂・談話室	2室	124.80m <sup>2</sup>
一般浴室	2室	25.00～54.00m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1室	36.00m <sup>2</sup>
医務室	1室	49.00m <sup>2</sup>

◎職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 1名
- (3) 事務員 適当数
- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 介護職員 3名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
- (9) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

- ・前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができます。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

◎施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適宜選択できるメニューを提供します。</li> <li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上または管理上許容可能な一定時間（提供から1時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</p>

排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床・整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リハビリを実施します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を実施します。</li> <li>利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制の確保を行い主治医あるいは協力病院との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 菅野 亜由美</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施(送迎) 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施(送迎)地域は、伊達市、福島市、桑折町、国見町の地域となります。</li> <li>送迎は、日曜日・年末年始は除かせていただきます。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成します。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施できます。(予約制)</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987円	1,974円	2,961円

(2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1. サービス提供体制強化加算（I）	1日毎	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（II）	〃	18円	36円	54円
2. 夜勤職員配置加算（II）	1日毎	18円	36円	54円
夜勤職員配置加算（IV）	〃	20円	40円	60円
3. 機能訓練体制加算（I）	1日毎	12円	24円	36円
4. 看護体制加算（I）	1日毎	4円	8円	12円
5. 療養食加算	1回毎	8円	16円	24円
6. 送迎加算	片道毎	184円	368円	552円
7. 若年性認知症利用者受入加算	1日毎	120円	240円	360円
8. 緊急短期入所受入加算	1日毎	90円	180円	270円
9. 生産性向上推進体制加算（I）	1ヶ月毎	100円	200円	300円
10. 生産性向上推進体制加算（II）	1ヶ月毎	10円	20円	30円
11. 介護職員等処遇改善加算（I）		所定単位数 × 14.0%		

※職員配置や体制により算定項目が変動する加算や該当者のみの算定となる加算がありますので、状況により金額が異なります。

(3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費 朝：500円、昼：520円、夕：500円

注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。

・おやつ代 一日あたり 100円

・滞在費 一日あたり 1,780円

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。

・テレビ使用料（希望者のみ）	一日あたり	50円
・理美容代（希望者のみ）		実費

#### （4）滞在費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- ・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は  
1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：600円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて  
120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：1,000円、居住費：1,370円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えて  
いる方は第3段階②で該当の場合、食費：1,300円、居住費：1,370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いになります。

事業者側は基準費用額（食費：1,445円、居住費：2,066円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

#### （5）支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払い方法は、原則として口座振替・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
ただし例外として窓口支払いもあります。

#### （6）高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

区分	負担の上限額（月額）
課税所得690万円（年収1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

## ◎サービス利用の手続き

### (1) 利用契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

### (2) 利用契約の終了

#### ①利用者のご都合で退居される場合

- 既にサービスを利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。
- 前日までに申し出れば、利用期間中でも退居できます。

### (3) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- 利用者が、中途退所を希望した場合

- 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- 利用中に体調が悪くなった場合

- 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

## ◎事故発生時の対応

- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

## ◎非常災害の対応

- スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備を行い、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。
- 非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。
- そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## ◎当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎協力医療機関

医療機関の名称	なかのクリニック
理 事 長 名	中野 新一
所 在 地	伊達市保原町字城ノ内 20-1
電話番号	024-575-2246
診療科	内科等 5 科
入院設備	無
救急指定の有無	無

医療機関の名称	オーラルステーション デンタルクリニック
院 長 名	山田 満憲
所 在 地	伊達市保原町字泉町 90-29
電話番号	024-576-2393
診療科	歯科

医療機関の名称	北福島医療センター
院 長 名	松本 進
所 在 地	伊達市箱崎東 23-1
電話番号	024-551-0551
診療科	内科、外科等 15 科
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	福島松ヶ丘病院
院 長 名	山本 俊昭
所 在 地	伊達市保原町上保原字羽山 1
電話番号	024-575-2291
診療科	精神科、内科、心療内科
入院設備	有
救急指定の有無	無

特別養護老人ホーム ファミーユ  
指定短期入所生活介護事業契約書  
(介護予防短期入所生活介護事業)

様 (以下「利用者」といいます) と社会福祉法人篤心会 (以下「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う特別養護老人ホームファミーユ介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおりに契約する。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うこととする。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の10日前までに、利用者または身元引受人から、事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が、要介護認定の更新で要支援状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

第3条 (短期入居生活介護計画)

利用期間が3泊4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成する。事業者は、この短期入居生活介護計画の内容を利用者および身元引受人に説明する。

第4条 (短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームファミーユショートステイであり、所在地および設備の概要是【別紙（重要事項）】のとおりとなる。
- 2 利用者が、利用できるサービスの内容は【別紙（重要事項）】のとおり。事業者は、定めた内容について、利用者および身元引受人に説明する。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供する。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供する。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにする。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後、5年間保管する。
- 2 利用者または身元引受人は、事業者の営業時間内にその事業所にて第1項のサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 利用者または身元引受人は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合において、事業者は実費相当額を請求することができる。

## 第6条（料金）

- 1 利用者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月毎の合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、入居者または身元引受人に通知する。
- 3 利用者は、当月の請求額を翌月25日までに口座振替・銀行振込の方法により支払う。ただし例外として窓口支払いもある。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日までに通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

## 第8条（利用期間中の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも途中退居することができる。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算する。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができる。なお利用料金については、利用中止日を含み発生する。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入居生活介護は終了となる。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算する。

## 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者および身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第10条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 利用者または身元引受人は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。

(2) 事業者が守秘義務に反した場合。

(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

(4) 事業者が破産した場合。

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおくこととする。

(1) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。

(2) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

(1) 利用者が他の介護保険施設に入居した場合。

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合。

(3) 利用者が死亡した場合。

6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。

(2) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第 11 条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で、本契約に身元引受人 1 名を定めるものとする。事業者は身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負うものとする。
- 4 事業所は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をする。事業所は、身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業所は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

## 第 12 条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額 7 6 万円を限度とする。

## 第 13 条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族、身元引受人ならびに連帯保証人に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者およびその家族、ならびに身元引受人ならびに連帯保証人の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、利用者または身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

#### 第14条（施設利用のリスク）

利用者と身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

#### 第15条（事故発生時の対応及び賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴い、利用者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 3 居室または備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引き受け人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第16条（緊急時の対応）

- 1 事業所は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者及び身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

#### 第17条（連携）

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者および身元引受人、その他の家族からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第 19 条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第 20 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年 2 回、研修の実施。

## 第 21 条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 2 従業員への委員会結果の周知。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 22 条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第 23 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および身元引受人、ならびに事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および身元引受人、ならびに事業者が誠意を持って協議のうえ定める。

## 第 24 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および身元引受人、ならびに事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会

〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1

〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )
住 所	〒
電話番号	
お支払い方法	口座振替 ・ 銀行振込

## 別紙（重要事項）

令和7年9月1日現在

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

介護予防短期入所生活利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	024-575-2300
苦情解決責任者	施設長 高橋 壽枝
苦情受付担当者	生活相談員 菅野 亜由美
苦情解決第三者委員	佐藤 裕二 (024-576-3251)
苦情解決第三者委員	寺島 すみ子 (024-586-1345)
行政の問い合わせ先	伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125) 福島県運営適正化委員会 (024-523-2943) 国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

### ◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者	施設長 高橋 壽枝
虐待防止担当者	生活相談員 菅野 亜由美
行政の問い合わせ先	伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125) 伊達市保原地域包括支援センター (024-574-4774)

### ◎提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 有
- ・実施年月 令和5年12月19日及び12月20日
- ・実施評価機関 NPO法人 福島県福祉サービス振興会
- ・評価結果の開示状況 イ 福島県ホームページ  
ロ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ  
ハ 施設窓口閲覧

### ◎サービスの内容

#### (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

(2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム ファミーユ 指定短期入所生活介護事業所
施設の所在地	福島県伊達市保原町上保原字遍照原 8-8
施設長名	高橋 壽枝
電話番号	024-575-2300
FAX番号	024-575-2900

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	◇安心（安らぎ、落ち着きある暮らし）を提供します。 ◇清潔（整理、整頓された空間）な暮らしをお約束します。 ◇信頼（親しみ、適切な行動など）を大切にします。

◎施設の概要

特別養護老人ホームファミーユ 介護予防短期入所生活介護（短期入所生活介護を含む）

敷 地	45, 100. 51 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨平屋建て
	延べ床面積 1, 147. 83 m <sup>2</sup>
	利用定員 短期入所生活介護も含めて1日20名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室 (介護予防短期入所生活介護も含む)	20室	15. 01 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
食堂・談話室	2室	124. 80 m <sup>2</sup>
一般浴室	2室	25. 00～54. 00 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1室	36. 00 m <sup>2</sup>
医務室	1室	49. 00 m <sup>2</sup>

## ◎職員の配置

(1)	施設長	1名
(2)	医師（嘱託）	1名
(3)	事務員	適当数
(4)	生活相談員	1名以上
(5)	介護職員	3名以上
(6)	看護職員	3名以上
(7)	介護支援専門員	1名以上
(8)	機能訓練指導員	1名以上
(9)	栄養士又は管理栄養士	1名以上

- ・前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができます。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## ◎施設サービスの概要

### （1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適宜選択できるメニューを提供します。</li><li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上または管理上許容可能な一定時間（提供から1時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li><li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li></ul> <p>（食事時間） 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li><li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li></ul>
離床・整容等	<ul style="list-style-type: none"><li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li><li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li></ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活リハビリを実施します。</li></ul>

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を実施します。</li> <li>利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による24時間の連絡体制の確保を行い主治医あるいは協力病院との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 菅野 亜由美</p>
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施（送迎） 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施（送迎）地域は、伊達市、福島市、桑折町、国見町の地域となります。</li> <li>送迎は、日曜日・年末年始は除かせていただきます。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成します。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施できます。（予約制）</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要 介 護 度 区 分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656円	1,312円	1,968円

(2) 加算一覧

加算名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1. サービス提供体制強化加算（I）	1日毎	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（II）	1日毎	18円	36円	54円
2. 機能訓練体制加算	1日毎	12円	24円	36円
3. 送迎加算（該当者のみ）	片道毎	184円	368円	552円
4. 療養食加算（該当者のみ）	1回毎	8円	16円	24円
5. 若年性認知症利用者受入加算	1日毎	120円	240円	360円
6. 生産性向上推進体制加算（I）	1ヶ月毎	100円	200円	300円
7. 生産性向上推進体制加算（II）	1ヶ月毎	10円	20円	30円
8. 介護職員等処遇改善加算（I）	/	所定単位数 × 14.0%		

※職員配置や体制により算定項目が変動する加算や該当者のみの算定となる加算がありますので、状況により金額が異なります。

(3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費 朝：500円、昼：520円、夕：500円

注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。

・おやつ代 一日あたり 100円

・滞在費 一日あたり 1,780円

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。

・テレビ使用料（希望者のみ） 一日あたり 50円

・理美容代（希望者のみ） 実 費

(4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。

- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：600円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：1,000円、居住費：1,370円。
- ・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超える方は第3段階②で該当の場合、食費：1,300円、居住費：1,370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いになります。

事業者側は基準費用額（食費：1,445円、居住費：2,066円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

#### (5) 支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払下さい。領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座振替・銀行振込の中から契約の際に選べます。ただし例外として窓口支払いもあります。

#### (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

区分	負担の上限額（月額）
課税所得690万円（年収1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

#### ◎サービス利用の手続き

##### (1) 利用契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

## (2) 利用契約の終了

### ①利用者のご都合で退居される場合

- 既にサービスを利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。
- 前日までに申し出れば、利用期間中でも退居できます。

## (3) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- 利用者が、中途退所を希望した場合
- 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

### ◎事故発生時の対応

- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族ならびに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

### ◎非常災害の対応

- スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備を行い、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。
- 非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。
- そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

### ◎当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎協力医療機関

医療機関の名称	なかのクリニック
理 事 長 名	中野 新一
所 在 地	伊達市保原町字城ノ内 20-1
電話番号	024-575-2246
診療科	内科等 5科
入院設備	無
救急指定の有無	無

医療機関の名称	オーラルステーション デンタルクリニック
院 長 名	山田 満憲
所 在 地	伊達市保原町字泉町 90-29
電話番号	024-576-2393
診療科	歯科

医療機関の名称	北福島医療センター
院 長 名	松本 進
所 在 地	伊達市箱崎東 23-1
電話番号	024-551-0551
診療科	内科、外科等 15科
入院設備	有
救急指定の有無	有

医療機関の名称	福島松ヶ丘病院
院 長 名	山本 俊昭
所 在 地	伊達市保原町上保原字羽山 1
電話番号	024-575-2291
診療科	精神科、内科、心療内科
入院設備	有
救急指定の有無	無

**特別養護老人ホーム孝の郷  
指定短期入所生活介護事業所**

## 別紙（重要事項）

令和7年10月1日現在

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

短期入所生活利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	024-586-1540
苦情解決責任者	施設長 斎藤 由美子
苦情受付担当者	生活相談員 浦山 昌彦 介護支援専門員 大槻 敏郎
苦情解決第三者委員	寺島 すみ子 ☎024-586-1345
苦情解決第三者委員	佐藤 ヒロ ☎024-588-1277
苦情解決第三者委員	渡邊 恵子 ☎024-586-2814
行政の問い合わせ先	伊達市役所、介護保険課 ☎024-575-1299 福島県運営適正化委員会 ☎0245-23-2943 国保連介護福祉課苦情相談窓口 ☎024-528-0040

### ◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者	施設長 斎藤 由美子
虐待防止担当者	生活相談員 浦山 昌彦

### ◎サービスの内容

#### (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

(2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 孝の郷
施設の所在地	伊達市靈山町掛田字明正寺 21-1
施設長名	齋藤 由美子
電話番号	024-586-1540
FAX番号	024-586-2424

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数の家庭的な雰囲気のなかで生活できる共同生活室（以下「ユニット」という）において、相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援します。</li> <li>・ご利用者ひとりひとりの意思及び人格を尊重し、ご利用前の居宅における生活とご利用後の生活が連続したものとなるように配慮した支援を行います。</li> <li>・地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。</li> </ul>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム孝の郷（短期入所生活介護）

敷 地	18,399.02 m <sup>2</sup>
建物 構造	鉄筋コンクリート造り 2階建て
延べ床面積	5,284.78 m <sup>2</sup>
利用定員	介護予防短期入所生活介護も含めて 1日10名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室	10室 (介護予防短期入所生活介護も含む)	10.89~17.50 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	1 室	182.72 m <sup>2</sup>
一般浴室	1 室	7.50～10.0 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1室	23.28 m <sup>2</sup>
医務室・看護室	1 室	14.04 m <sup>2</sup>

## ◎職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 1名
- (3) 事務員 若干名
- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 介護職員 24名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
- (9) 栄養士又は管理栄養士 2名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## ◎施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適宜選択できるメニューを提供します。</li> <li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上または管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 8:00～、 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>

入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床 整容 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リハビリを実施します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を実施します。</li> <li>利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による、24時間の連絡体制の確保を行い主治医あるいは協力病院との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 浦山昌彦 安藤真人</li> </ul>
社会生活上の 便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施（送迎） 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施（送迎）地域は、伊達市、伊達郡、相馬市、南相馬市、福島市の区域とします。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成をします。</li> </ul>

## （2）介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施できます。（予約制）</li> </ul>
買物代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスを可能な限り行っていきます</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987円	1,974円	2,961円

(2) 加算一覧

加 算	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※1	1日毎	22円	44円	66円
2) 看護体制加算 (Ⅰ)	※1	1日毎	4円	8円
3) 夜勤職員配置加算 (Ⅳ)	※1	1日毎	20円	40円
4) 機能訓練体制加算	※1	1日毎	12円	24円
5) 送迎加算	※2 1回毎 (片道)	184円	368円	552円
6) 療養食加算	※2 1食毎	8円	16円	24円
7) 緊急短期入所受け入れ加算 (原則7日限度)	※2 1日毎	90円	180円	270円
8) 介護職員等処遇改善加算		基本部分+加算部分の合計×14.0%		

※1…職員配置により算定項目が変動する加算となります　※2…該当者のみの算定となります

(3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費 一日あたり 1,550円

注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は基準費用額となります。

・おやつ代 一日あたり 100円

・滞在費 一日あたり 1,760円

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は基準費用額となります。

・電気機器使用料 テレビレンタル（希望者のみ） 1日あたり 50円

・理容費代 実 費

(4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢年金受給者の方は、  
1段階で該当の場合、食事：300円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80.9万円以下の  
方は2段階で該当の場合、食費：390円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80.9万円を超えて

- 120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：1,370円。
- 所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えている方は第3段階②で該当の場合、食費：1,360円、居住費：1,370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

事業者側は基準費用額（居住費：2,066円 食費：1,445円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

#### (5) 支払方法

- 毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
但し例外として窓口支払いもあります。

#### (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| ・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上                | 140,100円（世帯）            |
| ・課税所得380万円（年収約770万円）～690万円未満            | 93,000円（世帯）             |
| ・市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満          | 44,400円（世帯）             |
| ・世帯の全員が市町村民税非課税                         | 24,600円（世帯）             |
| ・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方等 | 24,600円（世帯） 15,000円（個人） |
| ・生活保護を受給されている方                          | 15,000円（世帯）             |

#### ◎サービス利用の手続き

##### (1) 利用契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

##### (2) 利用契約の終了

###### ①利用者のご都合で退居される場合

- 既にサービスを利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。
- 前日までに申し出れば、利用期間中でも退居できます。

##### (3) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- 利用者が、中途退所を希望した場合
- 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

#### ◎事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、(重大事故の場合には市町村、福島県)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ・サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ・利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

#### ◎非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備。
- ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

#### ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただることがあります。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎協力医療機関

医療機関の名称	なかのクリニック
院長名	中野 新一
所在地	伊達市保原町字城の内 73-1
電話番号	024-575-2246
診療科	内科等4科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	北福島医療センター
院長名	松本 進
所在地	伊達市伊達町箱崎東23-1
電話番号	024-551-0551
診療科	内科・外科・消化器科・循環器科・婦人科・整形外科・眼科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・神経内科・皮膚科・心臓血管外科・歯科口腔外科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	福島松ヶ丘病院
院長名	山本 俊昭
所在地	伊達市保原町大字上保原字羽山1
電話番号	024-575-2291
診療科	内科、精神科、神経科
入院設備	有
救急指定の有無	無
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	オーラルステーション デンタルクリニック
院長名	山田 満憲
所在地	伊達市保原町泉町90-29
電話番号	024-576-2393
診療科	歯科
契約の概要	協力医療機関の委託契約

## ◎第三者評価の実施状況

- ・実施の有無
- ・実施年月日
- ・実施評価機関
- ・評価結果の開示状況

有

令和7年2月17日及び2月18日

NPO法人 福島県福祉サービス振興会

イ 福島県ホームページ

ロ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ

ハ 施設窓口閲覧

## 別紙（重要事項）

令和7年10月1日現在

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

短期入所生活利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	024-586-1540
苦情解決責任者	施設長 斎藤 由美子
苦情受付担当者	生活相談員 浦山 昌彦
	介護支援専門員 大槻 敏郎
苦情解決第三者委員	寺島 すみ子 ☎024-586-1345
苦情解決第三者委員	佐藤 ヒロ ☎024-588-1277
苦情解決第三者委員	渡邊 恵子 ☎024-586-2814
行政の問い合わせ先	伊達市役所、介護保険課 ☎024-575-1299
	福島県運営適正化委員会 ☎0245-23-2943
	国保連介護福祉課苦情相談窓口 ☎024-528-0040

### ◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者	施設長 斎藤 由美子
虐待防止担当者	生活相談員 浦山 昌彦

### ◎サービスの内容

#### (1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

(2) ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 孝の郷
施設の所在地	伊達市靈山町掛田字明正寺 21-1
施設長名	齋藤 由美子
電話番号	024-586-1540
FAX番号	024-586-2424

◎事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数の家庭的な雰囲気のなかで生活できる共同生活室（以下「ユニット」という）において、相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援します。</li> <li>・ご利用者ひとりひとりの意思及び人格を尊重し、ご利用前の居宅における生活とご利用後の生活が連続したものとなるよう配慮した支援を行います。</li> <li>・地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。</li> </ul>

◎施設の概要

特別養護老人ホーム 孝の郷（介護予防短期入所生活介護）

敷 地	18,399.02 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造り 2階建て
延べ床面積	5,284.78 m <sup>2</sup>
利用定員	短期入所生活介護も含めて 1日10名

(1) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室	10室 (短期入所生活介護も含む)	10.89~17.50 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	1 室	1 8 2 . 7 2 m <sup>2</sup>
一般浴室	1 室	7 . 5 0 ~ 1 0 . 0 m <sup>2</sup>
特別浴室	特殊浴槽 1 室	2 3 . 2 8 m <sup>2</sup>
医務室・看護室	1 室	1 4 . 0 4 m <sup>2</sup>

◎職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 1名
- (3) 事務員 若干名
- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 介護職員 2 4名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
- (9) 栄養士又は管理栄養士 2名以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

◎施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適宜選択できるメニューを提供します。</li> <li>・食事時間は以下の通りとしますが、予め連絡があった場合には衛生上または管理上許容可能な一定時間（提供から2時間以内での）食事の取り置きによる食事時間の変更・選択をすることができます。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 8 : 0 0 ~、 昼食 1 2 : 0 0 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~</p>
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自

	立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リハビリを実施します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康相談を実施します。</li> <li>利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し看護師による、24時間の連絡体制の確保を行い主治医あるいは協力病院との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) 浦山昌彦 安藤真人</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施(送迎) 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施(送迎) 地域は、伊達市、伊達郡、相馬市、南相馬市、福島市の区域とします。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成します。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託した外部業者で実施できます。(予約制)</li> </ul>
買物代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスを可能な限り行っていきます。</li> </ul>

◎料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	523円	1,046円	1,569円
要支援2	649円	1,298円	1,947円

(2) 加算一覧

加 算	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1) サービス提供体制加算（I）※1	1日毎	22円	44円	66円
2) 機能訓練体制加算	※1	12円	24円	36円
3) 送迎加算	※2	1回毎 (片道)	184円	368円
4) 療養食加算	※2	1食毎	8円	16円
5) 介護職員等処遇改善加算		基本部分+加算部分の合計×14.0%		

※1…職員配置により算定項目が変動する加算となります。

※2…該当者のみの算定となります。

(3) その他の料金（介護保険適用外費目）

・食 費 一日あたり 1,550円

注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。

・おやつ代 一日あたり 100円

・滞在費 一日あたり 1,760円

注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。

・電気機器使用料 テレビレンタル（希望者のみ） 1日あたり 50円

・理容費代 実 費

(4) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は、

1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で、年金収入等が年額80.9万円以下の方は2段階で該当の場合、食費：390円、居住費：880円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額80.9万円を超えて120万円以下の方は3段階①で該当の場合、食費：650円、居住費：1,370円。

・所得区分等において、世帯全員が市民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えて

いる方は第3段階②で該当の場合、食費：1, 360円、居住費：1, 370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担度額でのお支払いとなります。

事業者側は基準費用額（居住費：2, 066円 食費：1, 445円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

#### (5) 支払方法

- ・毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払下さい。  
領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則として口座引き落とし・銀行振込の中から契約の際に選べます。  
但し例外として窓口支払いもあります。

#### (6) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

- ・課税所得690万円（年収約1, 160万円）以上 140, 100円（世帯）
- ・課税所得380万円（年収約770万円）～690万円未満 93, 000円（世帯）
- ・市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満 44, 400円（世帯）
- ・世帯の全員が市町村民税非課税 24, 600円（世帯）
- ・前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方等 24, 600円（世帯）  
15, 000円（個人）
- ・生活保護を受給されている方 15, 000円（世帯）

#### ◎サービス利用の手続き

##### (1) 利用契約の開始

利用と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

##### (2) 利用契約の終了

###### ①利用者のご都合で退居される場合

- ・既にサービスを利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。
- ・前日までに申し出れば、利用期間中でも退居できます。

##### (3) 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- ・利用者が、中途退所を希望した場合
- ・入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなつた場合

- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合。上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

#### ◎事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、(重大事故の場合には市町村、福島県)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ・サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ・利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

#### ◎非常災害の対応

- ・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備。
- ・非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

#### ◎当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎協力医療機関

医療機関の名称	なかのクリニック
院長名	中野 新一
所在地	伊達市保原町字城の内73-1
電話番号	024-575-2246
診療科	内科等4科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	北福島医療センター
院長名	松本 進
所在地	伊達市伊達町箱崎東23-1
電話番号	024-551-0551
診療科	内科・外科・消化器科・循環器科・婦人科・整形外科・眼科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・神経内科・皮膚科・心臓血管外科・歯科口腔外科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	福島松ヶ丘病院
院長名	山本 俊昭
所在地	伊達市保原町大字上保原字羽山1
電話番号	024-575-2291
診療科	内科、精神科、神経科
入院設備	有
救急指定の有無	無
契約の概要	協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	オーラルステーション デンタルクリニック
院長名	山田 満憲
所在地	伊達市保原町泉町90-29
電話番号	024-576-2393
診療科	歯科

◎第三者評価の実施状況

- |            |   |
|------------|---|
| ・実施の有無     | 有   |
| ・実施年月日     | 令和7年2月17日及び2月18日                                |
| ・実施評価機関    | NPO法人 福島県福祉サービス振興会                              |
| ・評価結果の開示状況 | イ 福島県ホームページ<br>ロ 独立行政法人福祉医療機構ホームページ<br>ハ 施設窓口閲覧 |

**特別養護老人ホームエルビスやぶき  
指定短期入所生活介護事業所**

# 特別養護老人ホームエルピスやぶき 短期入所生活介護契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うエルピスやぶき短期入所生活介護サービスについて、次のとおりに契約する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うこととする。

## 第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 契約満了の10日前までに、利用者または身元引受人から、事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が、要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

## 第3条（短期入居生活介護計画）

利用期間が3泊4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成する。事業者は、この短期入居生活介護計画の内容を利用者および身元引受人に説明する。

## 第4条（短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームエルピスやぶきショートステイであり、所在地および設備の概要是【別紙（重要事項）】のとおりとなる。
- 利用者が、利用できるサービスの内容は【別紙（重要事項）】のとおり。事業者は、定めた内容について、利用者および身元引受人に説明する。
- 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供する。
- 事業者は、短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供する。
- 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようする。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後、5年間保管する。
- 2 利用者または身元引受人は、事業者の営業時間内にその事業所にて第1項のサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 利用者または身元引受人は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合において事業者は実費担当額を請求することができる。

## 第6条（料金）

- 1 利用者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、利用者または身元引受人に通知する。
- 3 利用者または身元引受人は、当月の請求額を口座引き落しについては、翌月25日、銀行振込・窓口支払いについては、翌月末日までに支払う。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の当日までに通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

## 第8条（利用期間中の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも途中退居することができる。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算する。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができる。なお利用料金については、利用中止日を含み発生する。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入居生活介護は終了となる。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算する。

## 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者及び身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第10条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 利用者または身元引受人は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- (4) 事業者が破産した場合。

3 利用者または身元引受人のご都合で契約を解約する場合は、すでにサービスを利用中でなければ、文章でのお申し出によりいつでも解約することができる。

4 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

5 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおくこととする。

- (1) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- (2) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入居した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

7 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (2) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第1 1条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で、本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負うものとする。
- 4 事業所は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をする。事業所は、身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業所は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

## 第1 2条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額78万円を限度とする。

## 第1 3条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員の退職後も業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、利用者又は身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、個人情報を提供しない。

#### 第14条（施設利用のリスク）

利用者と身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

#### 第15条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業者は、サービスの提供に伴い、利用者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 4 居室又は備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第16条（緊急時の対応）

- 1 事業所は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者及び身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

#### 第17条（連携）

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者および身元引受人、その他の家族からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第19条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第20条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- (2) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (3) 従業員への委員会結果の周知。
- (4) 虐待の防止のための指針の整備。
- (5) 年2回、研修の実施。

## 第21条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業員への委員会結果の周知
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施

## 第22条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- (2) 従業員への業務継続計画の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第23条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および身元引受人、ならびに事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および身元引受人、ならびに事業者が誠意を持って協議のうえ定める。

## 第24条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および身元引受人、ならびに事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉	社会福祉法人 篤心会
〈住所〉	須賀川市和田字沓掛48番1
〈代表者名〉	理事長 津田 達徳

印

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

印

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

印

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

印

## 【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	
お支払い方法	口座引き落とし • 銀行振込 • 窓口支払い

## 別紙（重要事項）

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

短期入所生活利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

- ・電話番号 0248-21-5552
- ・苦情解決責任者 施設長 福岡 義晴
- ・苦情受付担当者 生活相談員 阿部 賢輔

#### ・苦情解決第三者委員

矢吹町民生児童委員協議会副会長 小針 よしえ 様 電話 0248-42-2178  
矢吹町民生児童委員協議会副会長 泉川 和彦 様 電話 0248-45-2221

#### ・行政の問い合わせ先 市町村の介護保険担当課

福島県運営適正化委員会（024-523-2943）  
国保連介護福祉課苦情相談窓口（024-528-0040）

### ◎虐待防止の窓口

- ・虐待防止責任者 施設長 福岡 義晴
- ・虐待防止担当者 生活相談員 阿部 賢輔

### ◎サービスの内容

#### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篠心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

## 2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームエルピスやぶきショートステイ
施設の所在地	西白河郡矢吹町一本木140-1
施設長名	福岡 義晴
電話番号	0248-21-5552
FAX番号	0248-44-3600
介護保険指定番号	福島県 0772801080号

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇利用者的人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</li> <li>◇利用者の自立した日常生活を支援するとともに、利用者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</li> <li>◇地域社会の福祉・文化の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながらその向上に努め、地域における社会福祉推進に貢献します。</li> </ul>

## 4 施設の概要

特別養護老人ホームエルピスやぶき

<短期入所生活介護（介護老人福祉施設介護及び予防短期入所生活介護を含む）>

敷 地	7, 299. 71 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ床面積 4, 877. 29 m <sup>2</sup>
	利用定員 1日20名（2ユニット）

### （1）居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室	20室	11.065 m <sup>2</sup> ～12.486 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	2室	32.509m <sup>2</sup>
理美容室	1室	7.485m <sup>2</sup>
医務室	1室	13.360m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	8.443m <sup>2</sup>
特別浴室	1室	35.801m <sup>2</sup>

## 5 職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 1名以上
- (3) 事務員 適当数
- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 介護職員 7名以上
- (6) 看護職員 1名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
- (9) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
- (10) 調理員 適当数
- (11) 介護助手 適当数

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## 6 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事は、できるだけ離床して食堂で食べて頂けるよう配慮します。なお、利用者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li> <li>・食事時間は下記にて提供しますが。予め連絡があった場合には、衛生上または管理上許容可能な一定期間（2時間以内）食事の取り置きにより食事時間を変更・選択することができます。</li> <li>・食事時間 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</li> </ul>

排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リハビリを実施します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康状態の把握に努めてまいります。</li> <li>利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し、看護師による24時間の連絡体制の確保を行い、主治医等との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任もって引き継ぎます。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からの相談に対して誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員及び介護支援専門員</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施(送迎) 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施(送迎) 地域は、矢吹町、中島村、泉崎村、鏡石町の一部、天栄村の一部、玉川村の一部、白河市の一部、須賀川市の一部等とします。送迎片道おおよそ30分。</li> <li>送迎は、日・祝日は除かせていただきます。</li> </ul>
短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成をします。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設で契約している訪問理美容サービスをご利用できます。(予約制)</li> </ul>

## 7 利用料金

### (1) 施設利用料（介護保険適用費目）

1日あたりの自己負担分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	704円	1,408円	2,112円
要介護度2	772円	1,544円	2,316円
要介護度3	847円	1,694円	2,541円
要介護度4	918円	1,836円	2,754円
要介護度5	987円	1,974円	2,961円

- ・看護体制加算Ⅰ 一日あたり（1割負担 4円、2割負担 8円、3割負担 12円）
- ・看護体制加算Ⅱ 一日あたり（1割負担 8円、2割負担 16円、3割負担 24円）
- ・夜勤職員配置加算Ⅱ 一日あたり（1割負担 18円、2割負担 36円、3割負担 54円）
- ・夜勤職員配置加算Ⅳ 一日あたり（1割負担 20円、2割負担 40円、3割負担 60円）
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 一日あたり（1割負担 22円、2割負担 44円、3割負担 66円）
- ・機能訓練指導体制加算 一日あたり（1割負担 12円、2割負担 24円、3割負担 36円）
- ・送迎加算 片道一回あたり→（1割負担 184円 往復→ 368円）  
(2割負担 368円 往復→ 736円) (3割負担 552円 往復→ 1,104円)
- ・療養食加算（該当者のみ） 一食あたり（1割負担 8円、2割負担 16円、3割負担 24円）
- ・医療連携強化加算（該当者のみ） 一日あたり（1割負担 58円、2割負担 116円、3割負担 174円）

### ・在宅中重度者受入れ加算（該当者のみ）

一日あたり（1割負担 413円、2割負担 826円、3割負担 1,239円）

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 一日あたり所定単位数に 14.0% を乗じた金額

### (2) その他の料金（介護保険適用外費目）

- ・食 費 朝食 500円 昼食 540円 夕食 540円 一日あたり 1,580円  
注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。
- ・おやつ代 一日あたり 100円
- ・滞在費 一日あたり 2,080円  
注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。
- ・テレビ使用代 《希望者のみ》 一日あたり 50円
- ・理容費代 実 費

### (3) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- ・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は、  
1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年額80万円以下の方は  
第2段階で該当の場合、食費：600円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年額80万円超120万円  
以下の方は第3段階①で該当の場合、食費：1,000円、居住費：1,370円。
- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えてい  
る方は第3段階②で該当の場合、食費：1,300円、居住費：1,370円。

※上記区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

施設側は基準費用額（居住費：2,066円）と負担限度額の差額を補足給付という形  
で介護保険から収入とさせていただいております。

### (4) 高額介護サービス費の負担上限額について

・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
・課税所得380万円（年収約770万円）～690万円 (年収約1,160万円)未満	93,000円（世帯）
・市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
・世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
・生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

## 8 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- (1) 利用者が、中途退所を希望した場合。
- (2) 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合。
- (4) 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合で必要な際は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師  
または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準  
に計算します。

## 9 所有物品の紛失対応

利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

## 10 非常災害の対応

スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備を行い、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。

非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## 11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- 実施の有無 無

## 12 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	面会可能な時間帯は、14時～17時となっています。 詳細は施設へお問合せ下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	施設内は全面禁煙となります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
ペット	許可なく施設内へのペットの持ち込みをお断りします。 施設の敷地内及び施設内でのペットの飼育を禁止します。
寝具・備品等の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

13 協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等13科目
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と医療嘱託及び協力医療機関の契約

医療機関の名称	モアナ歯科医院
院長名	中野寛之
所在地	西白河郡矢吹町中町230
電話番号	0248-42-4363
契約の概要	当施設と協力医療機関の契約

# 特別養護老人ホーム エルピスやぶき 介護予防短期入所生活介護事業契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うエルピスやぶき介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおりに契約する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うこととする。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の 10 日前までに、利用者または身元引受人から、事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が、要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

## 第3条（介護予防短期入居生活介護計画）

利用期間が3泊4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成する。事業者は、この介護予防短期入居生活介護計画の内容を利用者および身元引受人に説明する。

## 第4条（介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 介護予防短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームエルピスやぶきショートステイであり、所在地および設備の概要は【別紙（重要事項）】のとおりとなる。
- 2 利用者が、利用できるサービスの内容は【別紙（重要事項）】のとおり。事業者は、定めた内容について、利用者および身元引受人に説明する。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供する。
- 4 事業者は、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供する。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようする。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを この契約終了後、5年間保管する。
- 2 利用者または身元引受人は、事業者の営業時間内にその事業所にて第1項のサービス提供記録を閲覧できる。
- 3 利用者または身元引受人は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合において事業者は実費担当額を請求することができる。

## 第6条（料金）

- 1 利用者または身元引受人は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金を請求書にて作成し、利用者または身元引受人に通知する。
- 3 利用者または身元引受人は、当月の請求額を口座引き落しについては、翌月25日、銀行振込・窓口支払いについては、翌月末日までに支払う。
- 4 事業者は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の当日までに通知、連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

## 第8条（利用期間中の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも途中退居することができる。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算する。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができる。なお利用料金については、利用中止日を含み発生する。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防短期入居生活介護は終了となる。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算する。

## 第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者及び身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 2 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。

## 第10条（契約の開始・終了）

### 1 契約の開始

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 利用者または身元引受人は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- (4) 事業者が破産した場合。

3 利用者または身元引受人のご都合で契約を解約する場合は、すでにサービスを利用中でなければ、文章でのお申し出によりいつでも解約することができる。

4 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

5 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおくこととする。

- (1) 利用者が、事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- (2) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入居した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

7 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- (2) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

## 第1 1条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で、本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負うものとする。
- 4 事業所は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をする。事業所は、身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業所は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負うものとする。
  - (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力する。
  - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
  - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

## 第1 2条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人とともに責任を負うものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額78万円を限度とする。

## 第1 3条（個人情報の保護）

- 1 事業者および職員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、職員の退職後も業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、利用者又は身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、個人情報を提供しない。

#### 第14条（施設利用のリスク）

利用者と身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

#### 第15条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者および身元引受人、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業者は、サービスの提供に伴い、利用者に対し事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償する。
- 4 居室又は備品等について、利用者による故意または重大な過失により通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

#### 第16条（緊急時の対応）

- 1 事業所は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者及び身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

#### 第17条（連携）

事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者および身元引受人、その他の家族からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

## 第19条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

## 第20条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- (2) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (3) 従業員への委員会結果の周知。
- (4) 虐待の防止のための指針の整備。
- (5) 年2回、研修の実施。

## 第21条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業員への委員会結果の周知
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施

## 第22条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- (2) 従業員への業務継続計画の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

## 第23条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および身元引受人、ならびに事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および身元引受人、ならびに事業者が誠意を持って協議のうえ定める。

## 第24条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および身元引受人、ならびに事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉	社会福祉法人 篤心会
〈住所〉	須賀川市和田字沓掛48番1
〈代表者名〉	理事長 津田 達徳

印

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

印

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

印

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

印

## 【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	
お支払い方法	口座引き落とし • 銀行振込 • 窓口支払い

## 別紙（重要事項）

### ◎サービス内容に関する相談・苦情

介護予防短期入所生活利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出下さい。内容の大小に係らず利用者様の立場に立つて誠意をもって対応いたします。

介護予防短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

- ・電話番号 0248-21-5552
- ・苦情解決責任者 施設長 福岡 義晴
- ・苦情受付担当者 生活相談員 阿部 賢輔
  
- ・苦情解決第三者委員
  - 矢吹町民生児童委員協議会副会長 小針 よしえ 様 電話 0248-42-2178
  - 矢吹町民生児童委員協議会副会長 泉川 和彦 様 電話 0248-45-2221
  
- ・行政の問い合わせ先 市町村の介護保険担当課
  - 福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)
  - 国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

### ◎虐待防止の窓口

- ・虐待防止責任者 施設長 福岡 義晴
- ・虐待防止担当者 生活相談員 阿部 賢輔

### ◎サービスの内容

#### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

## 2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームエルピスやぶきショートステイ
施設の所在地	西白河郡矢吹町一本木140-1
施設長名	福岡 義晴
電話番号	0248-21-5552
FAX番号	0248-44-3600
介護保険指定番号	福島県 0772801080号

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、適正なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇利用者的人権・人格を尊重し、家庭的な雰囲気の中で、安全で快適なその人らしい生活を送っていただくよう支援します。</li> <li>◇利用者の自立した日常生活を支援するとともに、利用者の多様なニーズにも対応できる質のよいサービスを提供します。</li> <li>◇地域社会の福祉・文化の拠点として、家族、地域社会との連携を図りながらその向上に努め、地域における社会福祉推進に貢献します。</li> </ul>

## 4 施設の概要

特別養護老人ホームエルピスやぶき

<短期入所生活介護（介護老人福祉施設介護及び予防短期入所生活介護を含む）>

敷 地	7, 299. 71 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ床面積 4, 877. 29 m <sup>2</sup>
	利用定員 1日20名（2ユニット）

### （1）居室

部屋の種類	室 数	面 積
個室	20室	11.065 m <sup>2</sup> ～12.486 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
共同生活室	2室	32.509m <sup>2</sup>
理美容室	1室	7.485m <sup>2</sup>
医務室	1室	13.360m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	8.443m <sup>2</sup>
特別浴室	1室	35.801m <sup>2</sup>

## 5 職員の配置

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師（嘱託） 1名以上
- (3) 事務員 適当数
- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 介護職員 7名以上
- (6) 看護職員 1名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上
- (9) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
- (10) 調理員 適当数
- (11) 介護助手 適当数

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

## 6 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士のたてる献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事は、できるだけ離床して食堂で食べて頂けるよう配慮します。なお、利用者の身体状況等によっては個室での食事も可能です。</li> <li>・食事時間は下記にて提供しますが。予め連絡があった場合には、衛生上または管理上許容可能な一定期間（2時間以内）食事の取り置きにより食事時間を変更・選択することができます。</li> <li>・食事時間 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</li> </ul>

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間中の入浴または清拭の援助を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リハビリを実施します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康状態に留意するとともに、適宜看護師による健康状態の把握に努めてまいります。</li> <li>利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応し、看護師による24時間の連絡体制の確保を行い、主治医等との連携を図り健康上の管理を行います。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任もって引き継ぎます。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合は、家族と一緒に受診できるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者およびそのご家族からの相談に対して誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員及び介護支援専門員</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> </ul>
実施（送迎）地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施（送迎）地域は、矢吹町、中島村、泉崎村、鏡石町の一部、天栄村の一部、玉川村の一部、白河市の一部、須賀川市の一部等とします。送迎片道おおよそ30分。</li> <li>送迎は、日・祝日は除かせていただきます。</li> </ul>
介護予防 短期入所生活 介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用期間が3泊4日以上の場合に作成します。</li> </ul>

## （2）介護保険給付外サービス

種 類	内 容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設で契約している訪問理美容サービスをご利用できます。（予約制）</li> </ul>

## 7 利用料金

### (1) 施設利用料（介護保険適用費目）

1日あたりの自己負担分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	529円	1,058円	1,587円
要支援 2	656円	1,312円	1,968円

- ・送迎加算 片道一回あたり→（1割負担 184円 往復→ 368円）  
(2割負担 368円 往復→ 736円) (3割負担 552円 往復→ 1,104円)
  - ・サービス提供体制強化加算 I 一日あたり（1割負担22円、2割負担44円、3割負担66円）
  - ・療養食加算（該当者のみ） 一食あたり（1割負担 8円、2割負担16円、3割負担24円）
  - ・医療連携強化加算（該当者のみ）  
一日あたり（1割負担 58円、2割負担 116円、3割負担 174円）
  - ・在宅中重度者受入れ加算（該当者のみ）  
一日あたり（1割負担413円、2割負担826円、3割負担1,239円）
  - ・介護職員等処遇改善加算 I 一日あたり 所定単位数に14.0%を乗じた金額
- 
- ### (2) その他の料金（介護保険適用外費目）
- ・食 費 朝食500円 昼食540円 夕食540円 一日あたり 1,580円  
注1) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。
  - ・おやつ代 一日あたり 100円
  - ・滞在費 一日あたり 2,080円  
注2) 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は各負担限度額となります。
  - ・テレビ使用代 《希望者のみ》 一日あたり 50円
  - ・理容費代 実 費

### (3) 居住費・食費の軽減制度（介護保険負担限度額の認定）について

- ・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者の方は、  
1段階で該当の場合、食費：300円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年額80万円以下の方は  
第2段階で該当の場合、食費：600円、居住費：880円。
- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年額80万円超120万円  
以下の方は第3段階①で該当の場合、食費：1,000円、居住費：1,370円。
- ・所得区分等において、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が年額120万円を超えてい  
る方は第3段階②で該当の場合、食費：1,300円、居住費：1,370円。

※前項区分に該当になられた方は、負担は各負担限度額でのお支払いとなります。

施設側は基準費用額（居住費：2,066円）と負担限度額の差額を補足給付という形で介護保険から収入とさせていただいております。

(4) 高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
・課税所得380万円（年収約770万円）～690万円 (年収約1,160万円)未満	93,000円（世帯）
・市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
・世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
・生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

## 8 利用期間中の中止

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退居していただく場合があります。

- (1) 利用者が、中途退所を希望した場合。
- (2) 入居日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合。
- (4) 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合で必要な際は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退居日までの日数を基準に計算します。

## 9 所有物品の紛失対応

利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

## 10 非常災害の対応

スプリンクラー、自動火災報知機等の設備整備を行い、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。

非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防災害等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも月1回は実施します。そのうち、年1回以上は総合避難訓練を実施します。

## 11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

・実施の有無 無

## 12 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	面会可能な時間帯は、14時～17時となっています。 詳細は施設へお問合せ下さい。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	施設内は全面禁煙となります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
ペット	許可なく施設内へのペットの持ち込みをお断りします。 施設の敷地内及び施設内でのペットの飼育を禁止します。
寝具・備品等の持ち込み	あらかじめ職員にご相談下さい。

### 1.3 協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田晃洋
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、整形外科等13科目
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と医療嘱託及び協力医療機関の契約

医療機関の名称	モアナ歯科医院
院長名	中野寛之
所在地	西白河郡矢吹町中町230
電話番号	0248-42-4363
契約の概要	当施設と協力医療機関の契約